



TOKIO MARINE  
NICHIDO

# 東京海上日動

## ドライブエージェント パーソナル(DAP)

自動車

ドライブエージェント パーソナルは「事故発生の通知等に関する特約」をご契約いただいたお客様にご提供するテレマティクスサービスです。



もしもの事故も、いつもの安心も。  
ドライブレコーダーが見守ります。



**Drive Agent**  
Personal

＼「安心・安全」をお届けする3つのサービス／

「いざ」  
という時も

高度な事故対応サービス

日常の  
運転中も

事故防止支援サービス

ご契約の  
更新時も

安全運転診断サービス

＼動画でもご案内しています！／

端末にてご提供する  
サービスの実例に  
ついて (11分54秒)



サービスの概要に  
ついて (3分30秒)



お客様の安心・安全なカーライフのために

# 東京海上日動オリジナルドライブ 先進的なサービスをご提供します

お客様のお車に

## オリジナルドライブレコーダーを取り付け

端末はドライブエージェント パーソナル特約をご契約のお車に取り付けてください。



原寸大



**Drive Agent**  
Personal

東京海上日動オリジナルドライブレコーダーの特徴

- ・映像を鮮明に記録
- ・自動で事故連絡&通話も可能
- ・事故時の映像を自動送信
- ・常に最新版に自動アップデート

## これらのサービスを特約保険料

ドライブエージェント パーソナル特約をご契約いただくと通信機能付きオリジナルドライブレコーダーをお届けします。

お申込みは始期日の2週間以上前までにお願いします。

早期にご契約いただいた場合にも、端末は始期日の1か月前から順次お届けします。

\*保険期間1年で分割払(分割割増あり)の場合の月払保険料

# レコーダーを活用した

## 3つのサービスで お客様に安心・安全をお届けします

### 1 高度な事故対応サービス

いざという時、自動で事故連絡。  
端末を通じて通話もできます。

衝撃を検知しました。  
事故受付センターに連絡しています。



事故受付センター(救急対応担当)  
\*提携企業の株式会社プレミア・エイド

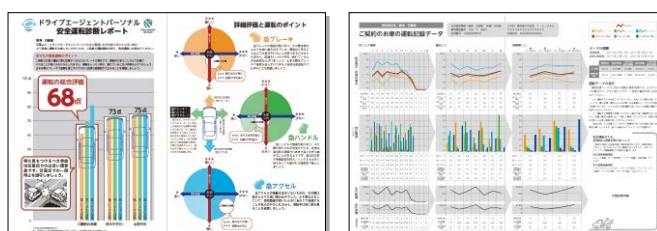
### 2 事故防止支援サービス

お客様の運転状況をもとに、  
リアルタイムに注意喚起します。



### 3 安全運転診断サービス

お客様の運転特性をもとに、  
専用のレポートをご覧いただけます。



# 650円\* (月額) でご利用いただけます。

#### ご利用にあたっての注意事項

- 本サービスの利用にあたり、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」をよくお読みください。規約は東京海上日動(以下、「弊社」といいます)ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total\_assist\_170401.pdf)からもご確認いただけます。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。またトータルアシスト自動車保険・TAP(ノンフリート契約)・トータルアシスト超保険のご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
- 本サービスは、車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が発揮できない場合があります。
- 端末が、GPS(全地球測位システム)の電波を受信できない時や、屋内、地下駐車場、山間部、トンネル内、ビルの陰等電波の届きにくい場所にある時 ●端末が株式会社NTTドコモのLTE/3G通信のサービスエリア外、または電波の弱い場所にある時(国外はサービス対象外)
- 端末は事故時の衝撃を検知して発報等を行っておりますが、事故検知や事故連絡ができない等、その機能が発揮できない場合があります。
- 端末が一定の衝撃(例:時速20km程度以上で運転中にフルブレーキを踏んだ時)を検知しなかった時 ●事故時の衝撃により、端末が破損し、正常に作動しない時 ●エンジンが停止した(ACCがOFF)状態の時、または、始動直後で端末が認証中もしくはアップデート中の時 ●事故時にシガーソケットまたはアクセサリソケットからシガーライター電源ケーブルが外れ、端末の内蔵バッテリーの充電が足りない時

もしもの事故時は

# 高度な事故対応サービスでサポ

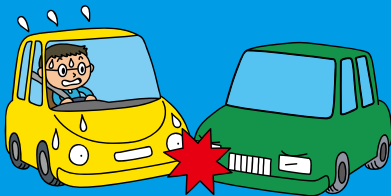
## 1 事故対応サービス

事故対応の流れ

### ドライブレコーダーが強い衝撃<sup>\*1</sup>を検知

・音声メッセージにより衝撃検知をドライバーに通知

\*1 エアバッグが作動する程度の事故をした時(例:時速30km程度以上で壁と衝突した時)



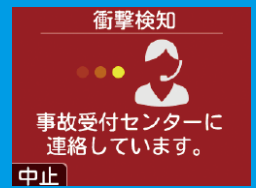
上記未満の一定の衝撃(例:時速20km程度以上で運転中にフルブレーキを踏んだ時)を検知した場合には、お客様ご自身で、ドライブレコーダーのボタンから手動で事故連絡が可能です(手動発報)。一定の衝撃に満たない場合は、端末からの発報はできません。お手数ですが、携帯電話等で事故連絡をしてください。

### 自動で事故受付センターに連絡

・リアルタイムに事故連絡  
・事故時の映像も自動で記録・送信



衝撃を検知しました。事故受付センターに連絡しています。



中止  
ドライブレコーダーを通じて通話

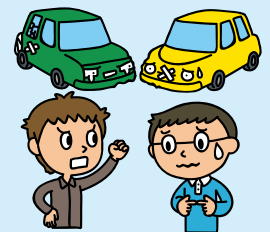
### もしもDAPがなかったら

人通りの少ない道で事故により意識を失ったら救命対応が遅れてしまうかもしれません。



### もしもDAPがなかったら

消防や警察への通報、事故相手の救護が必要です。事故時の映像が残っていないと後でトラブルに発展する可能性もあります。



### ドライブレコーダーの映像について

前方の映像をフルHD\*の高画質で常時録画し保存します。

- 約7時間半の録画が可能です(自動で書き込まれます)。
- 常時録画中は端末のステータスLEDが赤点灯します(右図参照)。
- 走行中、視界の妨げとならないよう常時録画している映像は端末に表示されません。また端末にmicroSDカードが挿入されていないと録画できません。
- 映像ファイルのフレームレートは15.5fps(1秒間のコマ数が15.5)です。

\*1920×1080サイズの高解像度(約200万画素)



### ご契約にあたって

「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の特約)」の内容...

ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の特約)の内容...

「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の特約)」では、ドライブレコーダー型テレマティクス端末を通じた自動発報により事故連絡があった場合、普通保険約款基本条項第3節第1条に定める「事故発生の特約」義務が履行されたとみなすこと等を規定します(保険金の支払い事由等の新たな補償は規定していません)。

ご利用いただける条件...

ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の特約)をセットした、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車以外のご契約でご利用いただけます。<sup>\*3\*4</sup>

# ートします

動画でもご案内しています!

自動発報時の通話の様子について  
(3分47秒)



## 事故受付 適切な現場対応を サポート

- ・ドライブレコーダーを通じて事故受付
- ・状況に応じて救急対応を実施

事故を確認しました。  
お怪我はございませんか?

事故受付センター (救急対応担当\*2)

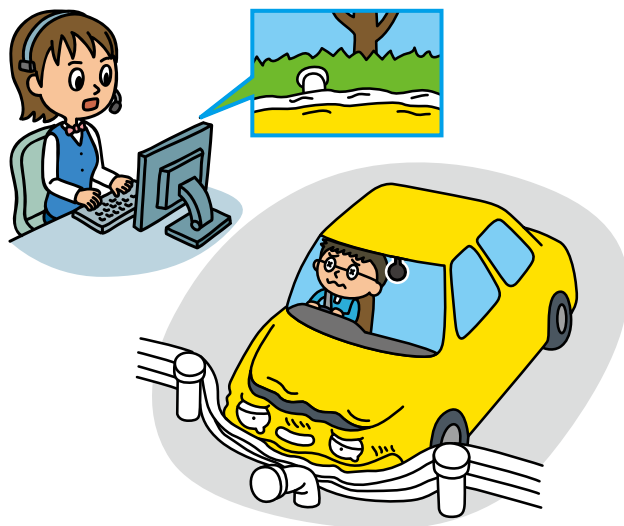
\*2 提携企業の株式会社プレミア・エイド

## 発報直後のサービス提供について

ドライブレコーダーが事故の  
衝撃を検知して行う発報・通話  
では、提携企業である株式会社



プレミア・エイドの専門のオペレーターが**運転者の状況確認を  
行い、状況に応じて消防等への連絡を行います。**



## 事故直後の状況をサポートする万全のオペレーション

- 通話開始と同時に、事故の瞬間の映像をオペレーターが確認して対応を行います。
- 事故発報1件に対し、2名のオペレーターで対応。1名が運転者と通話、もう1名が状況に応じて通報を行うため、緊急車両が現場に到着するまで運転者との通話を続けます。
- オリジナルドライブレコーダーはバッテリーを搭載しており、運転者が二次被害回避のため車のエンジンをOFFにしても、バッテリー駆動に切り替わって通話を継続することができます。

## もしもDAPがなかったら

保険会社の連絡先を探し

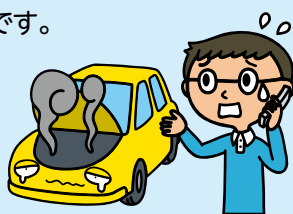
**事故状況等の説明が必要**です。

証券番号等も

伝えられるよう

準備しておかなければ

いけません。



## 通知等に関する特約)について

\*3 保険期間3年以内のトータルアシスト自動車保険・TAP(ノンフリート契約)・トータルアシスト超保険のご契約でご利用いただけます。

\*4 「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生時の通知等に関する特約)」の詳細は、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total\_assist\_170401.pdf)もしくは「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、TAPは「一般自動車保険」、トータルアシスト超保険は「新総合保険 地震保険」のペットネーム・略称です。

## ドライブエージェント パーソナル特約で提供する発報直後の通報サービスについて

### サービスの提供者および利用条件・・・

ドライブエージェント パーソナルを通じて事故時に救援機関へ通報するサービスは、株式会社プレミア・エイドが提供するものです。特約のお申込みと同時に「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」の第2章「事故発生時の通報サービスに関する利用規約」への同意が必要となります。

## ドライブレコーダーから取得する情報の取り扱い

弊社は、ドライブエージェント パーソナルの提供のために、ドライブレコーダーの送信映像および運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)を取得します。詳細は「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」第一章12条をご参照ください。

いつもの運転時も

# 安全運転サポートで安心のカー 実現します

## 2 事故防止支援サービス

### 「片寄り走行警告& 前方車両接近警告」

車線逸脱等の片寄り走行や前方車両の接近を検知した際に、音声メッセージと画面表示により注意喚起を行います(本サービスは機能のON/OFFの切替が可能です。)。また、危険挙動(急アクセル・急ハンドル・急ブレーキ)を検知した際にも警告音で注意喚起します。

※端末の取り付け高さが200cmを超える場合、前方車両接近警告機能は動作しません。



走行レーンにご注意ください。

車間距離にご注意ください。

片寄り走行検知



前方車両接近検知



画面表示例

危険挙動



### 「危険地点接近警告」

運転中の天候・時間帯およびお客様の運転状況(走行速度・過去の運転特性)をもとに危険地点を予測。お車が接近した場合に音声メッセージと画面表示により、リアルタイムに注意喚起を行います(本サービスは機能のON/OFFの切替が可能です。)。



## 保険商品の内容に関するお問い合わせは

自動車保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター


 **0120-691-300**

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時  
(年末・年始は休業させていただきます)

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-323-523**

受付時間：平日午前9時～午後8時、  
土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

# ライフを

動画でもご案内しています！

各種警告時の注意喚起シーンについて  
(2分36秒)



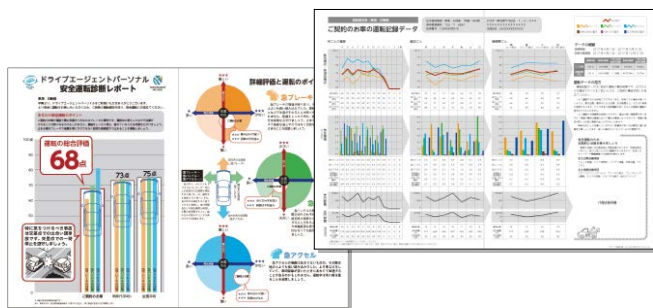
## 3 安全運転診断サービス

### 「安全運転診断レポート」

お客様の運転特性\*をもとに作成される「安全運転診断レポート」を、運転の振り返りにご利用いただくことができます。

\*ドライブレコーダー パーソナル特約をご利用中の診断対象期間における急アクセル・急ハンドル・急ブレーキの強さと回数をもとに点数を算出しています。

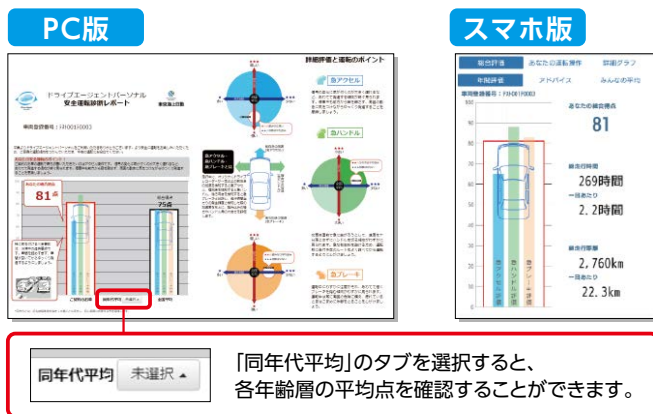
紙レポート  
年1回更新



**ご利用例**

紙レポートで1年間の運転記録を家族で振り返ることができます

WEBレポート  
毎月更新



**ご利用例**

毎月更新されるWEBレポートで、自分の運転を振り返ることができます

毎月、東京海上日動の「契約者さま専用ページ(マイページ)」にてご提供しています。

### その他のお問い合わせはこちらまで

ドライブレコーダーの取り付け・操作・機能・故障等に関するお問い合わせは

サービスヘルプデスク ドライブエージェントパーソナル事務局

**0120-009-450**

受付時間:月曜～土曜の午前9時半～午後6時(日曜・祝日・事務局休業日を除く)

### インターネットでのお問い合わせは

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html)

## ドライブレコーダー型テレマティクス端末(以下、端末)の取り付けについて

ドライブレコーダーは原則、お客様ご自身で取り付けいただけます。お客様ご自身では取り付けできないお車の場合は、取り付けサービスも行っています。  
※取り付け工賃および部品代はお客様のご負担となります。

**注意!** お客様ご自身では  
お取り付けできない  
お車の例

【例1】フロントガラス脇のピラーの表面を確認し、[SRS][AIRBAG]等の表示があるお車の場合(エアバッグの開放を阻害する恐れがあります)



※写真は一例です

【例2】ピラー周囲のゴムをめくることができず、かつピラー表面が布張り等、ケーブル固定用テープが貼り付けられない素材のお車の場合



【例3】シガーソケットまたはアクセサリーソケットがないお車の場合

## 取り付けの際にご準備いただくもの

クイックスタートガイド

取扱説明書

メジャー

**!** 以下に該当するお車はサービスのご提供が困難なためサービス対象外となります。

- 自家用車以外の車種等、車両のフロントガラスの形状によって、取り付け指定位置の条件(下記「端末の取り付け手順(初期動作確認)」の4に記載の条件)を満たせない場合があります。
- お車のフロントガラスにコーティング剤や特殊加工(熱線反射ガラスや断熱ガラス、電波不透過ガラス等)が施されている場合、端末取り付け後、屋外で画面上部のGPS表示が右のように有効になっていることを確認してください。×が表示されていると、電波を受信できない恐れがあります。
- お車のフロントガラスの上部に遮光フィルムが施されており、端末のカメラ部分が遮光フィルムにかかる場合は、ドライブサポート機能や録画品質(映像が青くなる等)に影響する可能性があります。



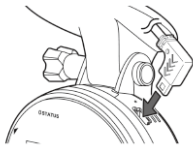
## 端末の取り付け手順(初期動作確認)

動画でより詳しく説明しています(01:18~)



※取り付け作業は、お車を平らで安全な場所に止め、端末の通信圏内で行ってください。

### 1 付属のシガーライター電源ケーブルを 端末本体につなげる



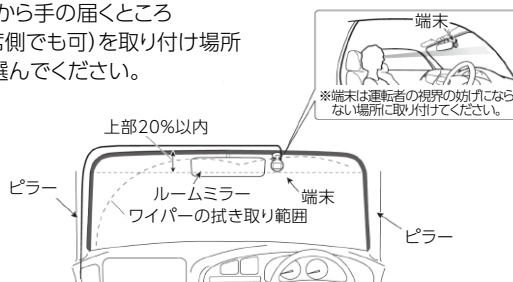
端末右側面上部の穴に  
差し込んでください。

### 2 シガーソケットまたはアクセサリーソケットに シガーライター電源ケーブルの シガープラグを差し込み、エンジンをかける

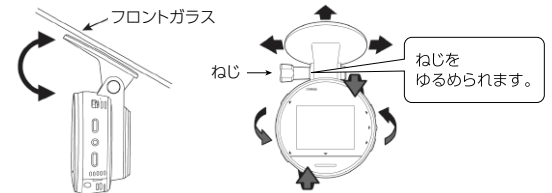
### 3 端末の画面に表示される車両登録番号が 正しいことを確認する

### 4 取り付け場所を決める

- フロントガラスの上部20%以内
- 車検ステッカーやルームミラーと重ならない位置
- ワイパーの拭き取り範囲内
- 運転席から手の届くところ(助手席側でも可)を取り付け場所として選んでください。



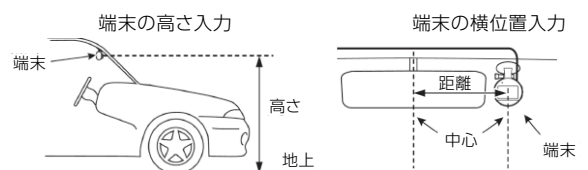
### 5 端末の向き・角度を調整する



### 6 端末をフロントガラスに固定する



### 7 端末の画面に表示される指示に従って、 取り付け位置を入力する

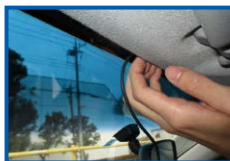






※取り付けの前にお車のエンジンを切り、シガーソケットまたはアクセサリースOCKETからシガープラグを抜いてください。

**1** フロントガラスの上にケーブルを挟む  
端末から延びるケーブルを、  
手でフロントガラスと天井の隙間に  
押し込みます。



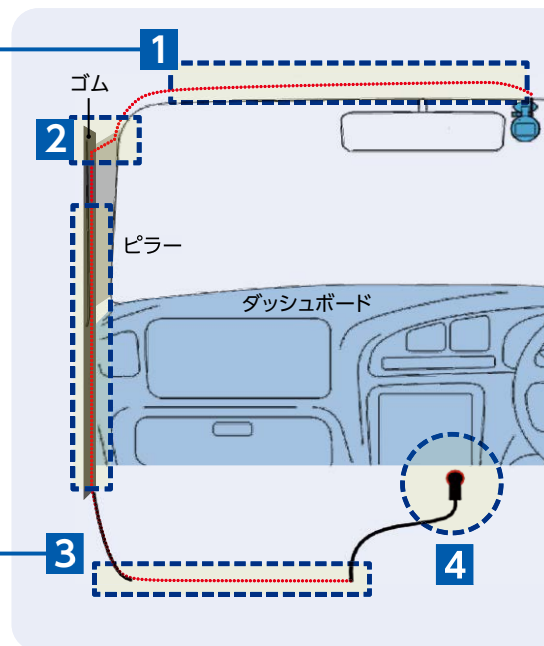
**2** ピラーに沿ってケーブルを通します。

ピラー周囲のゴムをめくって隙間が作れる車種とそうでない車種では  
取り付け方が異なります。詳しくは「クイックスタートガイド」「取扱説明書」  
または動画をご参照ください。



**3** フロアマットの下にケーブルを  
収めます。

**4** シガーソケットまたはアクセサリースOCKETに  
シガープラグを差し込んで完了です。



よくあるご質問

**Q1** 端末が届いて取り付けをしたらすぐに使えますか？

始期日または特約をセットした日以降にサービスをご利用いただけますが、その前でも「常時録画」と「片寄り走行警告&前方車両接近警告」はご利用いただけます。

**Q2** 市販のドライブレコーダーとの違いはなんですか？

事故受付センターに自動で事故連絡し、通話できる機能がございます。

**Q3** (ドライブエージェント パーソナル特約をセットしている) 契約を更新する場合はどうするのでしょうか？

同じ端末を継続してご利用いただけます。また、端末は、常時ネットワーク接続することにより、内蔵するアプリケーションを自動でアップデートできる仕組みとなっており、今後も順次、新しいサービスをご提供します。

**Q4** 車を変更する場合はどうするのでしょうか？

変更のお手続き後にドライブエージェントパーソナル事務局 (以下、DAP事務局といいます) より付替え用キットをお届けしますので、新しいお車に付替えをお願いします。

※DAP事務局にご連絡いただければ付替え用キットは事前にお送りすることもできます。

**Q5** 端末が故障したらどうすればいいですか？

DAP事務局へご連絡ください。状況を確認のうえ、新しい端末をお届けします。

**Q6** 端末が盗難にあってしまったらどうすればいいですか？

警察へ届け出の後、DAP事務局へご連絡ください。

**Q7** ドライブエージェント パーソナル特約を解約したい場合はどうすればいいですか？

解約のお手続き後、DAP事務局より返却用ボックスを解約日以降に送付しますので端末等をご返却ください。送付後30日を経過してもご返却いただけない場合、違約金 (25,000円) を請求させていただきます。

**Q8** 端末取り付けの際に分岐ケーブルを利用してもいいですか？

端末に十分な電流が供給されない可能性があるため、推奨はしていません。

**Q9** 端末を取り付けることで、車の他の取り付け機器に影響がありますか？

端末の取り付け位置や周辺の電装機器によっては、双方の動作に影響が出る場合があります。万が一、ドライブレコーダーが他の電気機器に影響する場合は、DAP事務局にお問い合わせください。

# ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約

## 第1章 特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約

### 第1条 貸与規約の目的

特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末等に関する規約(以下、「貸与規約」とします)は、「事故発生時の通知等に関する特約」に基づき、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「当社」といいます)が契約者に貸与する端末等に関する事項を定めたものです。貸与規約に記載のない事項は当社自動車保険または超保険普通保険約款に準じます。

### 第2条 用語の定義

貸与規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1)「端末」とは、当社が契約者(対象車両の購入形態がリースのため、自動車保険または超保険契約の契約者がリース会社等の場合、貸与規約における「契約者」を「記名被保険者」と読替えます)に貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末をいいます。
- (2)「端末等」とは、当社が契約者に貸与する端末本体、シガーライター電源ケーブル、microSDカード、SIMカードをいいます。
- (3)「ドライブレコーダー型テレマティクス」とは、自動車保険または超保険契約に「事故発生時の通知等に関する特約」を付帯した契約者に貸与する端末等を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
- (4)「ドライブレコーダー型テレマティクス事務局」とは、「ドライブレコーダー型テレマティクス」の提供にあたって当社が業務のアウトソーシングを行う外部委託先をいいます。
- (5)「利用者」とは、契約者および被保険者のうち、端末を利用する者をいいます。
- (6)「提携先企業等」とは、当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先ならびに当社または当社の外部委託先がドライブレコーダー型テレマティクスサービスの提供において提携している企業をいいます。
- (7)「発報」とは、緊急事態発生時に端末から得られる車両位置等のデータや映像および音声を含む通信をいいます。
- (8)「自動発報」とは、端末が大きな衝撃を検知して、端末より自動的になされる発報をいいます。
- (9)「手動発報」とは、端末が一定の衝撃を検知した場合、端末のボタン等の押下操作により、端末よりなされる発報をいいます。
- (10)「センターシステム」とは、端末が有する機能を提供するためのシステム全般をいいます。

### 第3条 前提条件

1. 当社は、貸与規約に同意した上で自動車保険または超保険契約に「事故発生時の通知等に関する特約」を付帯した契約者に対し、端末等を貸与します。
2. 当社は、対象車両の自動車保険もしくは超保険もしくは当該保険契約に付帯された「事故発生時の通知等に関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効もしくは失効となった場合、貸与規約を解除します。
3. 当社は、当該保険契約または当該保険契約の更新前後において契約者の名義変更が行われた場合、端末の貸与先を名義変更後の契約者としてします。

### 第4条 当社が貸与する端末

1. 当社が契約者に貸与する端末の機能は次の各号に定めるとおりとします。
  - (1)「衝撃検知時の発報機能」  
一定以上の衝撃を検知したときまたは所定の操作を行ったときの提携先企業等への自動発報および手動発報。
  - (2)「衝撃検知時の映像記録機能」  
一定以上の衝撃を検知したときまたは所定の操作を行ったときの衝撃検知前後の映像記録ならびに当社および提携先企業等への映像送信。
  - (3)「安全運転診断機能」  
取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供。
  - (4)「事故防止支援機能」  
画像センシング技術を用いた片寄り走行警告、前方車両接近警告、先進運転システムを活用した危険地点接近警告およびドライブレコーダー機能による危険挙動検知・アラート発信。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は端末の機能につきその性能を保証するものではなく、端末等貸与の対象となる車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が十分にまたは全く発揮されない場合があります。
3. 次の各号に掲げる場合には、利用者は端末の機能の一部または全部を利用できない場合があります。
  - (1) センターシステムの保守・工事、障害修理等を実施するとき。
  - (2) センターシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。
  - (3) 端末に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
  - (4) 端末がインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。
  - (5) 端末内蔵バッテリー、microSDカード、SIMカード等の消耗品の消耗により、端末の機能を発揮できなくなったとき。
  - (6) 端末の使用環境その他事情により、端末の機能を発揮できなくなったとき。
  - (7) 天災、戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生したとき。
  - (8) 前7号の他、当社が端末の機能を停止した方が望ましいと判断したとき。

### 第5条 端末等貸与の対象車両

端末等貸与の対象車両は、「事故発生時の通知等に関する特約」が付帯された自動車保険または超保険契約の目的となる車両であって、不正改造されておらず、原則シガーソケット(またはアクセサリソケット)が装備されている車両とします。ただし、何らかの事由により端末を取り付けできない車両は除きます。

### 第6条 端末等の利用地域

端末等は、前条に定める対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

### 第7条 端末等の貸与期間

1. 端末等の貸与期間は、自動車保険または超保険契約に「事故発生時の通知等に関する特約」が付帯されている期間とします。
2. 契約者は、別途当社が指定する方法および場所に端末等を受け取るものとします。
3. 天災地変が生じた場合、輸送中の事故もしくは遅延等当社の責めに帰さない事由により端末等を受け渡すことができなかった場合または受け渡しを遅延した場合でも当社は責任を負わないものとします。

### 第8条 契約者の義務

1. 契約者は、当社から貸与される端末等の取扱いにおいて、利用者になる各号に定める事項を遵守させるものとします。
  - (1) 端末等を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。

- (2) 端末等を受領した日以降速やかに、対象となる車両に端末等を設置し初期動作確認を行うこと。
- (3) 取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で端末等を車両に設置すること。
- (4) 端末等を利用者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、利用者の責任において当該第三者から承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと。
- (5) 端末等の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社に通知すること。
- (6) 端末等を紛失した場合は、ただちに当社に通知すること。
- (7) 端末等が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届出を行い、当社に通知すること。
2. 契約者は、自らの責任において端末等の設置を行うものとします。また、利用者がインターネット上のWebサービスを利用した場合、インターネット利用に係る費用について、契約者がこれを負担するものとします。
3. 契約者は、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を自ら導入および活用するものとします。また、契約者は不正アクセスおよびデータの滅失・毀損を防止するため、必要なソフトウェア・ハードウェアについて、セキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。
4. 契約者は、当該保険契約中または当該保険契約の更新時に名義変更を行った場合、名義変更後の契約者に対して貸与規約の内容を共有し、名義変更後の契約者は貸与規約に定める事項に同意するものとします。その時点の端末内の記録情報についても、名義変更前後の契約者間で協議し、双方の責任のもと必要に応じて映像の消去など記録情報の初期化の措置を行うものとします。
5. 契約者は、利用者に対し次の各号に定める行為を行わせてはなりません。
  - (1) 著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末等を利用する行為。
  - (2) 他の利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為。
  - (3) 端末等の分解、改造またはソフトウェアの改変行為。
  - (4) 端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および脱着して他の目的に使用する行為。
  - (5) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
  - (6) 公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームおよびウイルスの伝播ならびにネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。
  - (7) 端末等を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為。
  - (8) 前7号の他、端末等の利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為。
6. 利用者が前項の禁止行為に違反した場合であって、当社、提携先企業等または第三者に損害が生じたときは、契約者はこれを賠償するものとします。

### 第9条 端末等の交換・返却

1. 当社は、契約者から前条第1項第5号に定める通知を受けた場合は、契約者に代替となる端末等を送付し、契約者は、ドライブレコーダー型テレマティクス事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に作動しない端末等を当社に返却するものとします。なお、契約者は、当社指定の方法によって返却するものとします。
2. 契約者は、次の各号に定める場合は、ドライブレコーダー型テレマティクス事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末等の全部または一部を当社に返却するものとします。なお、契約者は、当社指定の方法によって返却するものとします。
  - (1) 対象車両の自動車保険もしくは超保険もしくは当該保険契約に付帯された「事故発生時の通知等に関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効もしくは失効となった場合。
  - (2) 契約者が前条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合。
  - (3) 利用者が、端末等の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合。
  - (4) 契約者の故意または過失により、第三者に端末等を利用させた場合。
3. 契約者は、次の各号に定める場合は、違約金25,000円を当社に支払うものとします。
  - (1) 第1項に際して、利用者の責に帰すべき事由により端末等の破損、故障等が判明した場合。
  - (2) 第1項および第2項に定める返却期限を過ぎても端末等を当社に返却しない場合。
  - (3) 前条第1項第6号または第7号に定める場合であって、利用者の責に帰すべき事由により物理的に端末等を当社に返却することが不可能な場合。

### 第10条 利用可能な端末等を貸与できなかった場合の対応

当社の責に帰すべき事由により利用可能な端末等を貸与することができなかった場合(第4条第3項第5号に定める場合を含みません)、当社は、契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われた「事故発生時の通知等に関する特約」の保険料相当額を契約者に返還することとします。

### 第11条 免責

1. 当社および提携先企業等は、次の各号に定める事由によって契約者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
  - (1) 端末取り付け時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により端末が正常に動作しなかったこと。
  - (2) 契約者が第8条に定める義務に違反したこと。
  - (3) 第4条第2項または第3項に掲げる事由が生じたことおよび第13条に基づく内容変更・廃止。
  - (4) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ(ハードウェア・ソフトウェア)等の障害。
  - (5) 利用者のID・パスワードの盗用等による不正使用。
  - (6) 第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末等の不正利用。
  - (7) 利用者が使用する車両または機器の不具合等。
  - (8) 利用者による初期動作確認が未了の場合。
  - (9) 前8号に定めるほか、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由。
2. 当社は、端末等の利用を通じて利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

### 第12条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

1. 当社は端末等の利用を通じて端末の利用履歴、端末の送信映像および自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)を取得します。
2. 当社は、端末返却後も前項に定める情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権(著作権法第27条および第28条に規定された権利を含む)や所有権が認められる場合には、全て当社に帰属するものとし、利用者は当社およびいかなる第三者に対しても、著作権者人格権を行使しないものとします。
3. 当社、当社の子会社および関連会社は、第1項に定める情報を次の目的で使用します。
  - (1) 第4条第1項の各号に規定する端末の機能に関する内容の履行。
  - (2) 新規サービス・新商品の開発および研究。
  - (3) 当社サービス品質の向上に資する研究。
  - (4) 前3号の利用目的に準ずるまたはこれらに関連する目的。

4. 当社は、前項に定める目的のために、第1項に定める情報を、当社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。
5. 当社は、安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当社がドライブエージェンツパーソナルの提供において提携しているバイオニア株式会社、および自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます)のうち当社が提携している企業等に第1項に定める情報を提供できるものとします。
6. 当社は、第1項に定める情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

### 第13条 貸与規約の変更

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、貸与規約を変更できるものとします。
2. 変更後の貸与規約は、当社所定の専用サイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者は貸与規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の貸与規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。端末等をご利用の際には、随時、最新の貸与規約をご参照ください。
3. 当社は貸与規約を変更する場合、事前に、変更後の貸与規約の施行時期および内容を当社所定の専用サイト内の適宜の場所での掲示その他の適切な方法により周知します。

### 第14条 管轄裁判所

端末等の貸与に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第15条 準拠法

貸与規約の準拠法は日本法とします。

### 第16条 協議

端末等の貸与に関して疑義がある場合および貸与規約に定めのない事項については、契約者および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

## 第2章 事故発生時の通報サービスに関する利用規約

### 第1条 利用規約の目的

事故発生時の通報サービスに関する利用規約(以下、「利用規約」とします)は株式会社プレミアム・エイド(以下、「提供者」とします)が提供する緊急通報サービス(以下、「本サービス」とします)を利用する際の利用者と提供者の間の権利義務について定めることを目的とします。

### 第2条 用語の定義

利用規約における用語の定義は、第1章「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約(以下、「貸与規約」とします)」第2条に準じます。

### 第3条 本サービスの対象

本サービスは「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約(以下、本規約)」における利用者を対象とします。

### 第4条 本サービスの内容

1. 自動発報、手動発報後に、提供者が利用者との通話により交通事故の状況を聴取した場合で、利用者が自ら通報できない等やむを得ない場合に必要に応じて提供者より救援機関等への通報を代行いたします。
2. 本サービス提供時、救援機関より要請があった際は、利用者と救援機関の間で直接通話できる環境を確立することができることを利用者は承認するものとします。
3. 本サービスの利用により、道路交通法第72条第1項(交通事故の場合の措置)における「当事者からの通報義務」等の責を免れるものではございません。利用者自ら救援機関に通報できる場合は利用者から通報を行うことを原則とします。

### 第5条 事故情報・個人情報の取り扱いについて

1. 利用者は本サービス利用時、本サービス利用のために提供者が下記の情報を取得すること、ならびに救援機関へ下記の情報を提供することに同意するものとします。
  - (1) 車両利用者から聴取した緊急事態の内容(事故発生日時、走行軌跡等を含む)
  - (2) 車両利用者に対して事故の対応ならびに救援機関が事故現場に到着するまでの間、アドバイスを行った情報
  - (3) その他、救援機関、高速道路管理会社、病院等から現に求められた個人名、性別、年齢、携帯電話番号等の個人情報
  - (4) 車両の自動車登録番号、年式、型式、車種名、車体色等
2. 利用者と会話が成立しない等の際、音声、映像その他の情報により緊急事態が生じていると判断される場合は、利用者からの要請によらず救援機関等への通報を行うことがあることを利用者は承認するものとします。
3. 提供者は必要に応じ高速道路管理会社、病院等に救援機関へ提供した情報を連携することがあることを利用者は承認するものとします。

### 第6条 本サービスの中断、休止について

- 提供者は、貸与規約第11条第1項各号に定める事由、または次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、本サービスを中断、休止することがあり、当該事由によって利用者が必要とされた損害について、一切その責任を負わないものとします。
- (1) 提供者の受信センターの機器が停電・火災・地震・噴火・洪水・津波等の天災により稼働が不可能となった場合
  - (2) 全球測位システム(GPS)等から得られた位置情報の誤りもしくは位置情報が取得できなかった場合(屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波が伝わらない場合を含みます)
  - (3) 利用者が貸与規約・利用規約、取扱説明書、その他の注意事項に従わず、不適切に端末等を使用した場合
  - (4) 本サービス以外の類似のサービスが事故発生時等に同時に提供される等、情報が輻輳する場合

### 第7条 警備業法に基づく記載事項

1. 本サービスを利用者に直接提供する提供者は下記のとおりとなります。本サービスは警備業法第2条第1項4号に基づき提供されます。

住 所：東京都千代田区麹町2-4-1

会社名：株式会社プレミアム・エイド

代表者：吉澤成一朗

T E L：03-5210-0850

2. 本サービスについて警備業法第19条ならびに警備業法施行規則第33条に準拠し下記のとおり記載します。本規約と合わせ内容を十分ご理解の上本サービスをご利用ください。

警備業を提供する会社	株式会社プレミアム・エイド(以下、「提供者」とします)
警備業務を行う期間 警備業務を行う日および時間帯	本規約に基づき、その契約期間中、端末等を車両に適切に取り付けてある状況において、24時間年中無休で対応します。
警備業務の対象とするもの	本規約に基づき端末を適切に設置した車両の利用者を対象とします。
警備員の人数および担当業務	受電は2名体制を基本とします。緊急通報を受信した際、貸与規約第4条の内容に基づき救援機関等へ通報・連絡を行います。
警備員が有する知識および技能	救援機関への通報の必要性を判断する者、救援機関への通報を行う者は警備業法で定められた所定の研修を修了した者とします。
事故発生時の措置	車両利用者から通話等より事故・事件であると合理的に判断し、貸与規約第4条の内容に基づき救援機関に通報し、緊急車両等の出動を要請します。
警備員が用いる服装	提供者が本サービスの受電において、適切であると認めた服装とします。
使用する機器または各種機材	本規約に基づく端末等、電話受信・発信装置、FAX・コンピュータ等となります。
報告の方法、頻度および時期 その他依頼者への報告	救援機関へ通報した後の対応について、事後に利用者への個別報告は行いません。
警備料金・その他の費用 支払いの時期およびその方法	本規約に基づき端末等を貸与された契約者、同乗者、契約者の承認を得た車両乗員は無償にて本サービスの提供を受けることができます。
警備業務の再委託に関する事項	提供者より利用者に直接提供されます。再委託はいたしません。
免責に関する事項	貸与規約第11条第1項各号、ならびに利用規約第6条各号に該当する場合は免責となります。
損害賠償の範囲、損害賠償額 その他損害賠償に関する事項	利用者は本サービスの内容またはその利用により利用者または第三者が被った被害・損失等に対し、提供者の故意、または重大過失により生じた場合を除き、提供者はいかなる責任も負わないものとします。また利用者が必要と認めて第三者に損害・損失等を与えた場合、利用者は自己の責任をもって解決するものとし、提供者はいかなる責任も負わないものとします。
契約の更新・変更・解除に関する事項	本サービス内容において契約内容の更新・変更があった際、最新版はウェブサイトにおいて閲覧および印刷することができます。契約内容が更新された場合、ウェブサイトに掲載することにより、提供者は当該更新を契約者に通知し、かつ契約者はこれを承認したものとみなします。解除をする際は端末等を車両より取り外し、本規約を解約してください。
警備業務に関する苦情の受付窓口	株式会社プレミアム・エイド苦情相談窓口とします。 TEL：03-5213-0850
特約事項	警備業法に基づき契約締結後にお渡りする書面が必要となる際は、当該書面の交付に代えて、ホームページ( <a href="https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf">https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf</a> )で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。書面にて交付をご希望の方は提供者までご連絡ください。

### 第8条 利用規約の変更

1. 提供者は、提供者が必要と判断する場合、利用規約を変更できるものとします。
2. 変更後の利用規約は、東京海上自動車火災保険株式会社所定の専用サイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者は利用規約の変更後も端末を利用し続けることにより、変更後の利用規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。端末をご利用の際には、随時、最新の利用規約をご参照ください。
3. 提供者は利用規約を変更する場合、事前に、変更後の利用規約の施行時期および内容を東京海上自動車火災保険株式会社所定の専用サイト内の適宜の場所での掲示その他の適切な方法により周知します。

### 第9条 管轄裁判所

利用規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第10条 準拠法

利用規約の準拠法は日本法とします。

### 第11条 協議

利用規約に関して疑義がある場合および利用規約に定めのない事項については、利用者および提供者双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

規約制定日：2017年1月1日

修正日：2017年11月1日

修正日：2020年3月31日

## 事前にご確認いただきたい注意事項

### サービスについて

- ドライブレコーダー型テレマティクス端末(以下、「端末」といいます)を貸与する対象のお車は、「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の通知等に関する特約)」(以下、「本特約」といいます)がセットされた東京海上日動(以下、「弊社」といいます)自動車保険または超保険契約のお車であって、不正改造されておらず、シガーソケットまたはアクセサリースOCKETが装備されているお車とします。
- 端末本体、シガーライター電源ケーブル、microSDカード、SIMカード(以下、「端末等」といいます)の貸与期間は、弊社自動車保険または超保険契約に本特約がセットされている期間とします。
- ドライブエージェント パーソナル(以下、「本サービス」といいます)をお申込みいただくと、ドライブエージェント パーソナル事務局(以下、「事務局」といいます)より端末等をご契約者へ送付します。ご契約から端末等の送付まで2週間程度を要します。始期日までに端末等の到着が間に合わない場合がございますので、始期日から2週間以上前までにご契約のお手続きをお願いいたします。弊社は本サービスを通じて端末の利用履歴、端末の送信映像およびお車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)を取得し、端末返却後も利用できるものとします。また、当該情報に著作権や所有権が認められる場合には、全て弊社に帰属するものとし、端末を利用するご契約者および補償を受けられる方(以下、「利用者」といいます)は弊社およびいかなる第三者に対しても、著作権者人格権を行使しないものとします。
- 本サービスは、自車両や他車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が発揮できない場合があります。
- 端末は事故時の衝撃を検知して発報等を行っておりますが、確実な事故検知、事故連絡を保証するものではありません。
- 端末に録画された映像は事故時にご活用いただけます。一方、本サービスは事故時の過失割合が必ず有利になることをお約束するものではありません。

### ドライブレコーダー端末について

- 端末等がお手元に届きましたら、速やかに対象のお車に取り付け、初期動作確認を行ってください。
- 端末を取り付けるときは、お車の取扱説明書を確認のうえ、自動ブレーキ等の「運転支援システム」の妨げにならない場所を選んで設置してください。
- お車のキーポジションをOFFにしても、端末がスリープ状態にならない車種(常時電源車等)の場合、端末を使用しないときは必ずシガーソケットまたはアクセサリースOCKETから電源ケーブルを抜いてください。抜き忘れるとお車のバッテリー上がりの原因となります。
- お車のフロントガラスにコーティング剤や特殊加工(熱線反射ガラスや断熱ガラス、電波不透過ガラス等)が施されている場合は、GPSの受信や録画品質に影響する可能性があります。
- 端末の取り付け指定位置およびその他の注意点については、端末等送付時に同梱するクイックスタートガイドならびに取扱説明書をご確認ください。

- 端末の利用中は必ずシガーライター電源ケーブルの給電インジケータが緑色になっていることを確認してください。車両から正常に給電されているれば緑色に点灯します。運転中に電源ケーブルとの接触不良が起き、電源の供給が中止された場合には消灯し、エンジンオフ時の運転終了メッセージが流れ、端末の電源がオフになります。
- 車内や端末周辺の温度が高い場合、以下の製品保護機能が動作します。
  - ー 端末の電源をオンにできない。
  - ー 端末を利用しているときに、電源が自動でオフになる。その場合は温度が十分に下がってから端末の【電源】ボタンを押し、電源をオンにしてください。

### ご契約について

- 弊社の責に帰すべき事由により利用可能な端末を貸出しできなかった場合は、ご契約者からのお申出に基づき、弊社から当該期間に支払われた本特約の保険料相当額(月割)をご契約者に返還します。
- 本特約が解約もしくは解除された場合、または本特約がセットされた弊社自動車保険または超保険契約が、無効もしくは失効となった場合、ご契約者は事務局より返却用ボックスをお送りした日の翌日から起算して30日以内に、端末等を弊社に返却してください。返却期限を過ぎても端末等を弊社に返却しない場合、違約金(25,000円)を請求させていただきます。
- 端末等の破損、故障が生じた場合や、盗難・紛失に遭われた際は、速やかに事務局へご連絡ください。また事由発生の原因が利用者の故意・重過失である場合、違約金(25,000円)を請求させていただきます。
- 違約金をお支払いいただけない場合には、本特約がセットされた弊社自動車保険または超保険契約の保険料払込みのためにご契約者が指定された口座からの振替もしくは登録済のクレジットカードからの決済を行うことがあります。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- また、本サービスの利用にあたり、内面に記載の「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」(以下、「規約」といいます)をよくお読みください。規約は、弊社ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total\\_assist\\_170401.pdf](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf))からもご確認いただけます。
- 規約は弊社の判断により変更されることがあります。変更後の規約は、専用サイト内に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者は規約の変更後も端末を利用し続けることにより、変更後の規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。端末等をご利用の際には、随時、最新の規約をご参照ください。

#### 自動車保険に関するお問い合わせは

#### 東京海上日動カスタマーセンター



# 0120-691-300

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時

(年末・年始は休業させていただきます)

お問い合わせ先

#### 超保険に関するお問い合わせは

#### 超保険カスタマーセンター



# 0120-323-523

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

### 東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)